

E i w a N e w s

民法改正について

平成 22 年 3 月
(No. 056)

平成 22 年 2 月 19 日、法務省は省政策会議で、今国会に提出予定の選択的夫婦別姓制度の導入を柱とする民法改正案の概要を提示し、政府は、3 月中旬の閣議決定を目指しています。

現行の夫婦同姓制度は 1947 年に民法に定められ、今回の改正が実現すれば、約 60 年ぶりの大幅改正となります。

そこで、今回は、特にニュースでも取り上げられている選択的夫婦別姓制度を中心に改正案の内容について簡単にご紹介いたします。

〔1〕 選択的夫婦別姓制度の概要

選択的夫婦別姓制度とは、おおまかに次のとおりになります。

1. 婚姻届を提出する際に、夫か妻いずれかの姓に統一するか、または両者が婚姻前の姓をそれぞれ維持するかを選択できる。
2. 同姓夫婦の子供の姓は、婚姻時に定めた姓に統一する。
3. 別姓夫婦の間に複数の子が生まれた場合、子の姓は夫婦どちらかの姓に統一する。
4. 夫婦が婚姻後に同姓から別姓、別姓から同姓に変更することを原則として認めない。

上記 4. により、事後変更を希望する夫婦は一度離婚して、再度婚姻届を提出し直さなければなりません。

一方、現行制度の下で結婚した法律上の夫婦はすべて同姓のため、別姓を希望する既婚者に配慮した経過措置を盛り込んでおり、施行後 1 年以内に限り、同姓から別姓に移行できるよう定めています。

この場合でも、子供については同姓当時の姓を維持させることとなります。

〔2〕 同制度の背景

現行の民法のもとでは、結婚に際して、男性または女性のいずれか一方が、必ず姓を改めなければなりません。

そして、現実には、男性の姓を選び、女性が姓を改める例が圧倒的多数です。

ところが、女性の社会進出等に伴い、姓を変えることによる社会的な不便・不利益を指摘されてきたことを背景に、夫婦の双方が姓を変えることなく結婚することができるようにする、いわゆる選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見が出てきました。

〔3〕世論の流れ

世論調査の動向は法務省の調査によると次のとおりです。

平成 18 年の世論調査の結果では、現行の夫婦同姓制度を改める必要はないと答えた者の割合が 35.0% で、平成 8 年調査 (39.8%) から平成 13 年調査 (29.9%) に一旦低下した割合が上昇に転じています。

一方、選択的夫婦別姓制度を導入してもかまわないと答えた者の割合は 36.6% で、平成 8 年調査 (32.5%) から平成 13 年調査 (42.1%) に上昇した割合が低下に転じました。

このように、平成 18 年の世論調査結果は、現行の制度を改める必要はないと答えた者と、選択的夫婦別姓制度を導入してもかまわないと答えた者がほぼ同じ割合になっており、選択的夫婦別姓制度の導入の問題について、国民各層の意見が大きく分かれています。

〔4〕他の改正案

他の改正案について簡単に触れておきます。

1. 結婚年齢は男女ともに 18 歳（現行は男性 18 歳、女性 16 歳）とする。
 2. 嫡出子（法律上の夫婦の子）と非嫡出子（婚姻届を出していない男女の子）の相続分を統一する。
 3. 女性の再婚禁止期間を 100 日に短縮（現行は 6 ヶ月）する。
- 以上が選択的夫婦別姓制度とセットの改正案となっています。

〔5〕改正の影響

選択的夫婦別姓制度が導入された場合、次のような影響が考えられます。

1. 夫婦だけでなく子供も両親のどちらかと別姓になる。
2. 夫婦間での子供の姓の取り合い。
3. 同姓にするか別姓にするかの対立による未婚率や晩婚率の増加。

以上のように、家族の一体感が損なわれるおそれがあり、特に子供に悪影響を及ぼす可能性があると思われま

〔6〕今後の動向

鳩山首相は「基本的に賛成」と述べていますが、亀井金融・郵政改革担当相が反対するなど慎重意見も多く、政府・与党内で調整が続いています。国民個々の家族観に左右されてしまう問題ですので、通常国会ではしっかり時間をかけて議論する必要があるようです。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いいたします。